

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月 1日

1 入札に付する事項

愛媛県立とべ動物園 汚水処理業務

2 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和6年3月11日（月曜日）午後2時30分
- (2) 場所 愛媛県立とべ動物園 管理事務所第1会議室

3 入札参加資格確認書の提出

- (1) 日時 令和6年3月10日（日曜日）午後5時15分まで
- (2) 場所 〒791-2117 伊予郡砥部町上原町240番地
愛媛県立とべ動物園 管理事務所（メール、郵送可）
- (3) 方法 メールの場合、押印した確認書に必要書類を添え、[PDF化して staff@tobezoo.com](mailto:staff@tobezoo.com)に送付する。

4 入札参加資格の概要

- (1) 愛媛県の一般的な入札参加資格を有すること。
- (2) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可等に基づく営業であること。
- (3) 過去3年間に、県内において汚水処理施設の保守点検業務を、継続して1年以上履行した実績（履行中のものを含む。）があること。
- (4) 中空糸膜を取り扱える者であること。

5 関係書類

関係書類は、とべ動物園ホームページ (<https://www.tobezoo.com/>) 内からファイルをダウンロード、又は6の問い合わせ先で手渡しにより受領可能。なお、手渡しの場合は、午前8時15分から午後5時15分までとする。

6 問い合わせ先

公益財団法人愛媛県動物園協会
電話番号 089-962-6000
住所 愛媛県伊予郡砥部町上原町240番地

7 その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

1 競争入札に付する事項

別記の1のとおり

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 当該業務にかかる愛媛県の令和6年度の入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 過去3年間に、県内において汚水処理施設の保守点検業務を、継続して1年以上履行した実績(履行中のものを含む。)があること。
- (4) 開札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。
- (5) この業務について、法令等の定めによる許認可等に基づく営業を行う者であること。
- (6) 中空糸膜を取り扱える者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) この入札に参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。
 - ア 入札参加資格確認書(別紙)
- (2) 事前確認の方法
事前確認は、2に掲げる要件を(1)の申請書類の記載内容等に基づき、当該要件を満たしているかどうか確認する。
- (3) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、入札書を無効とし、開札しない。なお、(1)の確認を受けずに、当該入札に参加しようとした者も同様とする。

4 入札及び開札

- (1) 入札の日時及び場所は、別記の2のとおり。
- (2) 入札参加者は、入札書を持参により提出すること。
- (3) 入札書の様式は、様式1のとおりとする。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名に加えて、代理人であることおよび当該代理人の氏名を表示し、委任状に使用した印鑑を押印すること。
- (4) 委任状の様式は、様式2のとおりとする。委任状は代表者からの委任とし、入札書と合わせて提出すること。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 開札は即時開札とする。
- (7) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積

に移行するものとする。

5 入札保証金及び契約保証金 免除する。

6 入札の無効等

入札参加資格を有しない者の提出した入札書、及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

7 落札者の決定

(1) 愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

については、次の事項に留意すること。

① 「愛媛県立とべ動物園維持管理等業務委託低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領」に基づき、調査基準価格が設定されていること。

② 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は落札者の決定を保留し、低入札価格調査の終了後に入札結果を通知すること。

③ 低価格入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あった場合、くじにより落札者を決定するものとする。

(3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。

(4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約書作成の要否 要

9 契約条項 契約書のとおり

10 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札決定後、委託契約の締結までの間に、当該業者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは請負業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

別記

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

愛媛県立とべ動物園 汚水処理業務

(2) 業務概要

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札日時及び場所

(1) 日時 令和6年3月11日（月曜日）午後2時30分

(2) 場所 愛媛県立とべ動物園 管理事務所第1会議室

3 入札等の照会先

公益財団法人愛媛県動物園協会

電話番号 089-962-6000

住所 愛媛県伊予郡砥部町上原町240番地

(別紙)

入札参加資格確認書

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 村上 忠 様

住 所
商号又は名称
代 表 者
氏 名 印

とべ動物園 汚水処理業務に係る入札に参加する資格について、下記事項及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 当該業務に係る愛媛県の令和6年度の競争入札参加資格を有する。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定には該当しない。
- 3 入札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない。
- 4 この業務について、法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業である。
- 5 中空糸膜を取り扱える者であり、仕様書に定める洗浄方法を行うことができる。
- 6 過去3年間に、県内において、汚水処理施設の保守点検業務を、継続して1年以上履行した実績がある。

業務名	発注者	契約期間	業務場所
		年 月 日～ 年 月 日	
		年 月 日～ 年 月 日	

※1については競争入札参加資格審査結果通知書の写しを添付すること。

※6については契約書の写しを添付すること。

様式 1

入 札 書

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 村 上 忠 様

入札者

住 所

名 称

氏 名

印

¥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

ただし、愛媛県立とべ動物園 汚水処理業務

上記のとおり公益財団法人愛媛県動物園協会会計規程を遵守し、
契約条項を承認のうえ入札いたします。

様式 2

委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 村 上 忠 様

住 所
名 称
氏 名 印

私は、住所
氏名 印 を代理人と定め、
下記の委託業務に関する入札の一切の権限を委任します。

記

1. 愛媛県立とべ動物園 汚水処理業務

汚水処理委託契約書（案）

委託者 （甲）公益財団法人 愛媛県動物園協会
受託者 （乙）

甲と乙は、愛媛県立とべ動物園汚水処理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、愛媛県立とべ動物園汚水処理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容及び方法は、別添、愛媛県立とべ動物園汚水処理業務仕様書に定めるとおりとし、汚水処理施設が常に正常な状態で作動して所定の処理水質の数値以下に機能するように維持管理するものとする。

2 仕様書に明示されないもの、又は疑義があるものについては、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 この契約による委託期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 この契約に基づく委託業務の年間委託料は、 円（消費税及び地方消費税10% 円込み）とする。

（委託料の支払）

第5条 委託料の支払は、月払いとし毎回の支払額を 円とする。

2 甲は、毎月乙の委託業務の完了を確認後、前項に定める支払額を乙の適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第6条 乙は、甲の責めに帰すべき理由により、第5条第2項の規定する対価の支払いが遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）に定める率の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

（委託業務の処理方法）

第7条 乙は別紙仕様書により、委託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委託業務を実施するものとする。

（委託業務実施計画書）

第8条 乙は業務実施計画書を作成し、この契約締結後速やかに提出して、その承認を受けなければならない。

（従事者の届出）

第9条 乙は委託業務を行うに当たり、委託業務に直接従事させる者（以下「従事者」という。）の名簿を甲に提出しなければならない。提出後異動があったときも同様とする。

2 甲は、従事者のうち、委託業務に従事させることが不相当と認めるものについては、その理由を明示して従事者の交替を乙に求めることができる。

3 乙は、従事者が都合により、勤務することが出来なくなったときは、前日までにその旨及び交替者の氏名を届け出なければならない。

（責任者の届出）

第10条 乙は委託業務を行うに当たっては、乙の従業員の中から責任者を定め、業務の指導監督に当たらせるものとする。

（作業機材等の負担区分）

第11条 委託業務実施に要する機械機具及び材料は、全て乙の負担とする。

（設備等の貸与）

第12条 甲は、乙に対し業務の実施に必要な従事者詰所（業務を遂行するために必要な電気及び水道を含む。）を無償で提供するものとする。ただし、乙は善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

（委託業務の調査等）

第13条 甲は乙の委託業務の処理状況について、随時質問調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して、必要な指示を乙に与えることができるものとし、乙はこれに誠意をもって応じなければならない。

（完了報告）

第14条 乙は毎月の委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に委託業務完了報告書（別紙様式）を提出しなければならない。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他のものにその処理を再委託することはできない。
ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(業務内容の変更)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における委託期間又は委託料は、甲・乙協議の上、定める。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙の委託業務処理が不相当と甲が認めるとき。
- (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めるとき。
- (4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は甲にその損失の補償を請求することができない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務を実施するにおいて知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

(使用者の義務)

第19条 乙は、乙の代理人、使用人その他の従業者がこの委託業務に関して行った行為のすべてについて責任を負うものとする。

(権利譲渡の禁止等)

第20条 乙は、この契約によって生じる権利義務を、第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。

(損害賠償)

第21条 乙は、その責に帰する理由により、義務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(臨機の措置)

第22条 甲は、業務の実施上、緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し、所要の措置を取ることが求められることができる。この場合において、乙は、その取った措置について、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(契約費用)

第23条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義・誠実の義務)

第24条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第25条 この契約に定めのない事項、及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保存するものとする。

令和 年 月 日

甲 伊予郡砥部町上原町240番地
公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 村上 忠

乙

愛媛県立とべ動物園汚水処理施設維持管理業務仕様書

愛媛県立とべ動物園汚水処理及び処理施設の維持管理は、この仕様書の定めるところによる。

(目的)

水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び瀬戸内海環境保全特別措置法等関係法令に基づき、愛媛県立とべ動物園の汚水処理に関し必要な事項をこの仕様書に定めることにより、適正な維持管理を図るものとする。

(施設の概要)

名称	愛媛県立とべ動物園 汚水処理施設	愛媛県立とべ動物園 駐車場トイレ浄化槽施設
所在地	伊予郡砥部町上原町240番地	
処理能力	最大703 m ³ /日	23.2 m ³ /日
処理方法	接触ばっき方式	膜分離活性汚泥方式
処理水質	関係法令の基準以下	
その他	建物面積 756.7 m ² 鉄筋コンクリート 処理人員 4,700人 処理水設備を含む	処理人員 464人 再利用設備含む

(維持管理態勢)

1. 通常点検は、本施設に精通した技術者にて実施する。勤務時間は9:00~17:00を基本とする。
2. 機器故障等が生じた場合は、甲（夜間は警備会社）の連絡により臨機の処置ができる技術者を派遣すること。
3. 駐車場トイレ浄化槽施設の中空糸膜薬品洗浄を年1回行うこと。
薬品洗浄は工場で行い、洗浄後通水試験を行うこと。洗浄、通水試験時には代替品を設置すること。
4. 全窒素・全リン自動測定装置（UV計標準）についてメーカーが推奨する消耗部品の交換・整備を行い、機能を保全する。想定外の事例については、その都度協議を行い方針決定する。

(水質分析)

処理水については、両施設ともに月1回検査機関に依頼し分析を行うこと。また、その結果を委託者に報告すること。

(業務内容・使用薬品等)

項目	仕 様	
施設	汚水処理施設	駐車場トイレ浄化槽施設
保守点検	通常点検 年240回 休日点検 年 60回 ※特記参照	巡回点検 年52回
薬品	消泡剤 シリコン 凝集剤 ①リン除去用 PAC ②高分子凝集剤 ③NaOH 消毒剤 次亜塩素酸ソーダ	塩素消毒剤 苛性ソーダ 塩化第二鉄 メタノール
水質分析 (月1回)	BOD, COD, PH, T-P, S S, T-N NH ₃ -N, 大腸菌群数	BOD, COD, PH, T-P, S S, T-N 大腸菌群数
測定器	全窒素・全リン自動測定装置 (UV計標準)	UV計
消耗品・雑材	オイル、グリス、ベルト試薬他	PH電極、内部液等 UV計消耗品 オイル、グリス、Vベルト等
その他	全窒素・全リン自動測定装置 (UV計標準)は、必要に応じ各種試薬類を交換・補充するものとし、年1回メーカーによる保守整備を実施し、報告書を提出する。	中空糸膜は年に1回工場での薬品洗浄を行い、通水試験を行う。 UV計・PH計消耗品交換 再利用・給水設備点検

(その他)

発生する脱水ケーキは愛媛県動物園協会が処分する。

トイレ浄化槽施設の汚泥引き抜き時には立会をおこなうこと。

休日点検は、土・日・祝日について1回/2日の頻度で実施するものとする。ただし、毎週金曜日については園内作業の関係上、排水量が増大するため、出勤を必須とする。

休日点検実施予定については、委託者と協議の上決定することとし、実務実施計画表にて通知することとする。

(提出書類)

- | | |
|------------|------------|
| 1. 業務着手届 | 2. 責任者選任届 |
| 3. 勤務予定表 | 4. 日報および月報 |
| 5. 業務完了報告書 | 6. 夜間連絡先 |

別紙様式（第14条関係）

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会

理事長 村 上 忠 様

住 所

会社名

代表者名

印

令和 年 月の業務を完了しましたので、愛媛県立
とべ動物園汚水処理業務委託契約書第14条の規定により
業務完了報告書を提出します。